

税法

配当金

本会計年（平成21年）度よりオーストラリア内での日系現地法人が親会社に対して配当金をお支払いする場合、日豪間2重課税防止法に基づきアン・フランク（課税前）の配当金に対して課税率零つまり非課税になりました。但し、課税率零を得る為には基本的に下記の条件を満たす必要があります。

記

1. 日本に住居を構える親会社がオーストラリア法人の80%以上の株式を所有している事。
2. 日本に住居を構える親会社が上場されている事。

日本以外の国に住居を構える親会社に配当金を支払う場合、親会社がオーナー企業である場合課税率が変わる場合がありますので詳細については下記までご連絡願います。

また、配当金の支払いは移転価格の問題にまで発展致する事がありますので一度幣法律事務所までご相談下さい。

弁護士・公認会計士 堀江純一

(02) 92217555

Legal.one@advantagepartnership.net

www.advantagepartnership.net

オーストラリア国ニュー・サウス・ウェルズ州シドニー市
アドバンテージ・パートナーシップ法律事務所